様式第４号（第８条関係）

年　　月　　日

粕屋町すみよか事業住宅改造（変更）費補助金交付（決定・却下）通知書

　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　 粕 屋 町 長　　　　　　　　　印

　　　年　　月　　日付で申請のあった粕屋町すみよか事業住宅改造（変更）費補助金交付につきましては、下記のとおり（決定・却下）しましたので通知します。

　記

|  |  |
| --- | --- |
| １．補助予定額 | 補助金額［　　　　　　　　　　　　　　円］  改修に要した経費（　　　　　　円）×０．８＝　　　　　　　円（Ａ）  　補助金額・・・限度額の３００，０００円かＡの低い方の額 |
| ２．改修内容 |  |
| ３．却下の理由 |  |

（注意事項等）

・　住宅改造が終了したときは、速やかに「粕屋町すみよか事業住宅改造工事完 了届」（様式第５号）により町長に届けてください。申請の内容等に変更が出た場合は、事前に粕屋町に連絡し許可を得ないと交付決定が取り消されることがあります。

・この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して３月以内に町長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起しなければなりません。